

一般競争入札の実施について

京都府立医科大学附属病院における、不整脈疾患に係る診療用機器（関連機器）の賃貸借について、京都府公立大学法人会計規則第 32 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 3 月 12 日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
不整脈疾患に係る診療用機器（関連機器）の賃貸借（以下「本業務」という。）
- (2) 対象物件等
物件一覧のとおり
- (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務履行場所
京都府立医科大学附属病院（京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町 465）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約事項を示す場所、業務仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町 465
京都府公立大学法人京都府立医科大学事務局病院管理課総務調整係
電話番号 (075) 251-5233
- (2) 業務仕様書の入手方法
5 の (1) の期間に、京都府立医科大学附属病院のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府における令和7・8・9年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されているものであること。
なお、本資格を有しない者については5(5)エのア)からキ)に定める書類を提出の上、資格確認を受け、資格を有すると認定された者であること。
- (2) 5(1)に定める一般競争入札参加確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 令和4年4月以降に本業務の実績を有すること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間

令和8年3月12日（木）から令和8年3月19日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 申請書の入手方法

5(1)の期間に、京都府立医科大学附属病院のホームページからダウンロードすること。

- (3) 提出場所

2(1)に同じ。

- (4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

- (5) 添付資料

ア 4(1)の京都府競争入札参加資格審査結果通知書（写し）

イ 商業登記簿（履歴全部事項証明書、証明日から3ヶ月以内のもの、法人のみ）

ウ 令和4年4月以降に本業務の実績を証明する書類（写し可）

エ 4(1)の資格を有しない者は、アに代えて以下の書類を提出すること。

ア) 3の入札に参加できない者に該当しないことを誓約する誓約書

イ) 暴力団員等に該当するかどうかの照会のための役員等調書

- ウ) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類（写し可）
 - エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
 - カ) 取引使用印鑑届
 - キ) 権限を営業所長等に委任する場合には委任状
 - ク) 法人にあつては、申請締切日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び余剰金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- (6) 資料等の提出
申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- (7) 資料の取扱い
申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、不整脈疾患に係る診療用機器（関連機器）の賃貸借に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。

9 参加資格の継承

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除く。）は、その者が、営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を継承することができる。
- ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の家族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を継承しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該継承に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の継承の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その参加資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。
その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 質問の受付・回答

入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類等（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問書

- ア 提出日 令和8年3月19日（木）午後5時まで
- イ 提出方法 FAX（FAX番号 075-251-5356）
- ウ 提出場所 2の(1)に同じ。（提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。）

(2) 回答

- ア 回答書は、令和8年3月24日（火）午後5時までにFAX等により回答する。
- イ 質問及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

12 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所等

- ア 日時 令和8年3月27日（金）午後2時00分
- イ 場所 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465
京都府立医科大学事務局病院管理課 執務室内

(2) 入札書類の提出方法

- ア 受領期限 令和8年3月26日（木）午後5時まで（必着）
- イ 提出先 2の(1)に同じ。
- ウ その他
 - ア) 郵便の種類は書留郵便とする。
 - イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「不整脈疾患に係る診療用機器（関連機器）」

の賃貸借 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみ入れ、入札書封筒作成例と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。

ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで(12の(1)のイの場所に提出するまでをいう。)は入札を辞退することができる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を書留郵便又は持参により提出すること

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、12の(1)に掲げる日時及び場所において、本学職員に加えて入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札の期日を設定し、当該入札者に対し再度入札の通知を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書(封筒を含む。)で入札をした者の入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

ク 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

ケ 入札に関し不正な利益を得るための連合その他不正な行為をした者の入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となすべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約書の作成の要否

要

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、落札者が京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項各号に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

17 その他

- (1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (2) 入札者は、関係職員から入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料の請求があった場合、これを提示すること。
- (3) 本件入札に係る令和8年度予算が京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。